

就労選択支援サービス等 説明会

令和7年6月12日

徳島県 保健福祉部 障がい福祉課
生活環境部 労働雇用政策課
教育委員会 特別支援教育課

次第

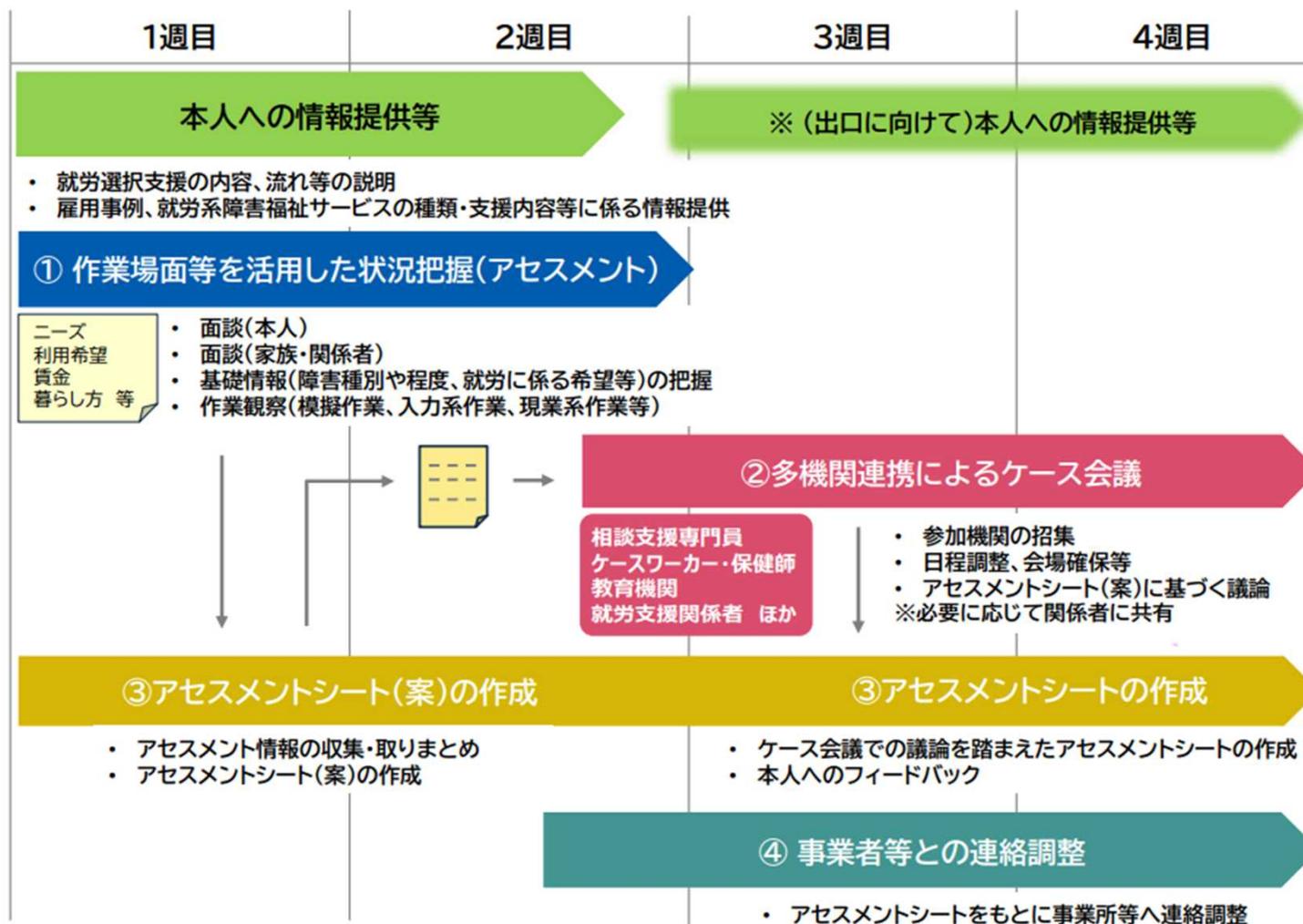
- 1 就労選択支援サービスについて
 - 2 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて
 - 3 障がい者雇用企業連携推進事業について
 - 4 就労支援事業会計相談窓口について
 - 5 その他
- 

就労選択支援とは

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、
本人の希望、就労能力や適正等に合った選択をする事業。

⇒ **令和7年10月に創設され、運用が開始となります**

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用
★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援
職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

利用対象者①

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び
現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者が対象

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

利用対象者②

ただし、

- ・ 近隣に就労選択支援事業者がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めることとしている。

実施主体の要件①

- ①就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、**過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者**が新たに通常の事業所に雇用された事業者。
- ②その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者。

実施主体の要件②

②その他のこれらと同等の～とは・・・

・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの

・同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、**過去10年間の連続する3年間に3人以上**の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

人員配置要件①

- 管理者

- 就労選択支援員 15:1以上(原則、専従)

- 就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす

- 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

人員配置要件②

「基礎的研修と同等以上の研修」とは、以下の研修となる。

- 1 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- 2 訪問型職場適応援助者養成研修
- 3 サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- 4 相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)

就労選択支援員養成研修



**就労選択支援員
養成研修のご案内**

受講料
無料



研修目的

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に選択・選択し、障害特性を踏まえたサービスの提供や就労を通じた知識・能力の増進・向上につなげられるよう、就労選択支援に従事する就労選択支援員が専門的知見を習得している必要があります。

令和7年10月から就労選択支援を円滑に開始し、実効性あるサービスとするため、就労選択支援員養成研修が広く周知・理解されるようになることを目的として実施します。

受講対象者

基礎的研修を修了していること、または「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算5年以上あること。

ただし、令和7年度末までは、基礎的研修と同等級以上の研修(8)の修了者は就労選択支援員養成研修で受講できる。

※基礎的研修と同等級以上の研修とは、以下の研修とする。

- ・ 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- ・ 防犯意識増進活動者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)

研修内容

内容	オンデマンド収録	対面研修	時間	対面研修(カリキュラム)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—	9:10-9:30	受付開始
			9:30-9:40	オリエンテーション
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—	9:40-10:40	ニーズアセスメントの手法
			10:40-10:50	休憩
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分	10:50-11:50	アセスメントシートの具体的な活用(前半)
			11:50-12:50	休憩
4. アセスメントシートの具体的な活用	60分	120分	12:50-13:50	アセスメントシートの具体的な活用(後半)
5. 関係機関との連携	60分	—	13:50-14:00	休憩
			14:00-15:00	アセスメント情報の整理と活用(前半)
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分	15:00-15:10	休憩
			15:10-16:10	アセスメント情報の整理と活用(後半)
			16:00-16:15	インフォメーション・登録終了
計	6時間	5時間		

研修受講の流れ

- 1 研修申込
- 2 受講可否通知
- 3 動画視聴(オンデマンド収録)
- 4 対面講習受講
- 5 アンケート回答
- 6 修了証発行

※1 「研修申込」をいただいたのち、当該研修への受講可否をメールにて通知します。

※2 大変お騒がせですが、「受講不可」となった場合は、選の日程に再度お申し込みください。なお、受講可能になるお問合せは必ずおこなうまで、おかけしませんでした。

※3 「受講不可」となった場合は、当該「オンデマンド収録」を各研修の研修内容に照準の上、受講済みにご参加ください。

※4 オンデマンド収録は、すべての「基礎的研修」で受講することが可能ですが、受講可否の要件によって異なります。

※5 研修内容中に緊急連絡先が記載できない場合は、「防犯講習」を受講できなかった方のご注意ください。

※6 「防犯講習」は遠征、申込、途中離席などは一切認められません。その場合は未受講となり、再度申込からいただくことになりますのでご注意ください。

※7 東京研修会場から受講される方は、受講システム(Live Lightning)から「受講アンケート」にご参加ください。

※8 防犯講習、講習参加、アンケート結果状況を調査した際、修了証がダウンロードできるようになります。なお、修了証のダウンロードは令和7年2月2日(水)まで可能です。修了証ダウンロードが完了したことをご確認ください。

研修スケジュール

※各回の定員：80～100人(予定)

研修回	申込開始日	申込終了日	動画(オンデマンド)視聴期間	対面講習受講日	会場
第1回	令和7年5月26日(月)	令和7年6月4日(水)	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月4日(金)	岡山センター
第2回	令和7年5月26日(月)	令和7年6月4日(水)	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月5日(土)	岡山センター
第3回	令和7年6月10日(水)	令和7年7月4日(土)	令和7年7月9日(金)～令和7年7月30日(金)	令和7年8月3日(日)	岡山センター
第4回	令和7年6月10日(水)	令和7年7月4日(土)	令和7年7月9日(金)～令和7年7月30日(金)	令和7年8月4日(月)	岡山センター
第5回	令和7年6月12日(金)	令和7年6月28日(月)	令和7年7月3日(金)～令和7年7月24日(金)	令和7年7月30日(水)	岡山センター
第6回	令和7年6月12日(金)	令和7年6月28日(月)	令和7年7月3日(金)～令和7年7月24日(金)	令和7年7月31日(金)	岡山センター
第7回	令和7年10月28日(火)	令和7年11月13日(水)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月12日(金)	東京JCL
第8回	令和7年10月28日(火)	令和7年11月13日(水)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月13日(土)	東京JCL
第9回	令和8年1月6日(火)	令和8年1月22日(水)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月20日(金)	岡山センター
第10回	令和8年1月6日(火)	令和8年1月22日(水)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月21日(土)	岡山センター

お申込み方法

こちらの二次元バーコードからお申込みください
https://sentaku-yousei.mhlw.go.jp/open_seminars

お問合せ先情報

就労選択支援員養成研修ヘルプデスク(株式会社インソース)

☒ メールアドレス: sentaku-yousei@insource.co.jp ☎ 電話番号: 03-5577-2051
 月～金 10:00～17:00(祝日を除く) ※年末年始(12月27日～1月4日)を除く

対面講習のお問合せ先 ☎ 電話番号: 03-5763-5210 対面講習受付は、正に記録の取得等に
ご参加ください。

※研修の質の担保の観点から、当面の間は**国研修**

← 令和7年度研修パンフレット



(URL)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001489464.pdf>

設備基準

- 訓練・作業室

訓練又は作業に支障のない広さを有し、必要な器具等を備えること

- 相談室

間仕切り等を設けること

- 洗面所・便所

利用者の特性に応じたものであること

- 多目的室その他運営に必要な設備



報酬算定

- ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）
 - ②アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して多機関によるケース会議を開催
 - ③アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供
 - ④利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との連絡調整
- ※①～④のうち未実施の事項がある場合は、報酬算定の対象とならない

アセスメント①

本人や家族との面談や作業場面等※を活用し、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理を行う。

なお、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、**対面での実施を基本とする。**

※作業場面等については、厚生労働省HP掲載の「就労選択支援マニュアル」を参考としていただきたい。

※作業場面等により、利用者に工賃が発生した場合は利用者に払って差し支えない

アセスメント②

他のアセスメント実施機関※1により既にアセスメントが実施されている場合は、就労選択支援事業所の効果的な支援や本人の負担軽減のため、当該アセスメント※2を活用、もしくは参考として差し支えない。

また、当該アセスメントにおいて不足する内容があれば、本人の過度な負担にならない範囲で追加的にアセスメントを行うこと。

※1 他のアセスメント実施機関については、以下の機関を想定

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、
就労系障害福祉サービス事業所、障害者職業能力開発訓練事業
を行う機関、特別支援学校

※2 アセスメントは**原則1年以内**に実施されたものを活用する。

多機関によるケース会議

多機関によるケース会議に参加する機関は、福祉や労働、医療、教育等の多様な機関が想定されるが、全てのケースに一律に招集するのではなく、個々のケースに応じて必要な関係機関を柔軟に参集すること。

※利用者が指定特定相談支援事業を利用している場合は、**指定特定相談支援事業者**は、今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から、**原則として参加いただくようお願いする。**

※事業者等との連絡調整については、**対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用したオンラインによる支援としても差し支えない。**

アセスメント結果の作成・共有

アセスメント結果においては、本人の課題等を踏まえ、今後必要と考えられる支援の在り方や想定される今後の就労先・働き方等を記載すること。

※就労選択支援事業者が本人の就労の可否や利用すべき就労系障害福祉サービス、利用する事業所等を判断・決定するものではないことに留意すること。

作成したアセスメント結果は利用者や相談支援事業所等に共有するとともに、支給決定権者において、実施した支援内容や本人の状況等を把握できるよう、支給決定権者にも共有することが望ましい。

※事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用したオンラインによる支援としても差し支えない。

報酬算定

・報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として利用者に対して、**直接支援を行った場合**とする。

※利用者が同席する多機関連携会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、**利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。**

就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、法第 89 条の3第1項に規定する協議会(自立支援協議会)への定期的な参加等により、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めること。

※協議会に参加するに当たっては、概ね1年に1回以上、協議会に参加し、事業の運営に係る状況を報告するとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設ける等の取組が考えられる。

特定事業所集中減算①

就労選択支援事業所は、**毎年度2回**、次の判定期間において就労アセスメントの利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用する。

判定期間(前期)	減算期間
1月1日から6月30日	10月1日から3月31日
判定期間(後期)	減算期間
7月1日から12月31日	4月1日から9月30日

特定事業所集中減算②

事業所ごとに、当該事業所において判定期間を実施したアセスメント結果に係る利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人（移行率最高法人）が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて **80%を超えた場合に減算する**。

例

就労選択支援事業所A	内訳	移行率最高法人利用者数	計算式	
利用につながった人数 50人	就労移行5人	2人	$2人 \div 5人 = 0.4$	40%
	就労A型20人	19人	$19人 \div 20人 = 0.95$	95%
	就労B型25人	10人	$10人 \div 25人 = 0.4$	40%

※減算適用

特定事業所集中減算③

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。

- ① 判定期間においてアセスメントを終了した利用者の総数
 - ② 就労移行支援等のそれぞれの事業につながった利用者数
 - ③ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
 - ④ イの算定方法で計算した割合
 - ⑤ イの算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由
- ※提出様式は、R8.3月までにお示しします。

特定事業所集中減算③

書類作成時において、**判定期間にアセスメントは終了したものの移行先が決まっていない利用者**については、**当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること**(そのため、移行先が決まっていない利用者については、少なくともアセスメント終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。)

1月1日から6月30日(判定期間:前期)	7月1日から12月31日(判定期間:後期)
移行先まで決定済み(対象)	
アセスメントのみ終了(未対象)	移行先決定!(対象)

特定事業所集中減算 (正当な理由①)

判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を指定権者に提出すること。

なお、**指定権者が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。**

正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを指定権者において適正に判断されたい。

特定事業所集中減算 (正当な理由②)

①就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援A型事業所として10事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援A型事業所として4事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。

特定事業所集中減算 (正当な理由③)

- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合
- ③ 判定期間においてアセスメントを終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が5件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が平均5件、就労継続支援A型が位置付けられた計画件数が平均10件の場合は、就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。

特定事業所集中減算 (正当な理由④)

④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。

⑤ その他正当な理由と指定権者が認めた場合

利用日数上限について

1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、
原則として各月の暦日数から8日を控除した日数を限度とする。

支給決定期間

支給決定期間は原則1か月とする。支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に以下の事由(以下「例外事由」という。)に該当することが明らかになった場合に限り、**一度のみ、再度1か月の支給決定を行って差し支えない。**

- ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

支給決定期間②

なお、当初から例外事由に該当することが明らかな場合に限り2か月間の支給決定を行うことも可能であるが、その場合は支給決定期間を延長することはできない。

再度1か月の支給決定を行う場合や、就労選択支援利用後に就労系サービスの支給決定を行う場合には、市区町村が短期間で複数の支給決定を行うことが必要になるが、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、事務処理要領において「例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する」旨を示しており、支給決定に当たって勘案すべき項目の中で、短期間で変化が想定されない調査項目を簡略化するなど、工夫して差し支えない。

他サービスとの同日利用①

障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、**市町村**がその必要性について適切に判断し、**特に必要と認める場合は併給を妨げないもの**としている。

就労選択支援も、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについては、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

他サービスとの同日利用②

① 放課後等デイサービスとの同日利用

(例) 満 18 歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・ 就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

他サービスとの同日利用③

② 障害児入所施設との同日利用

(例) 障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

・就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

他サービスとの同日利用④

なお、障害福祉サービスの日中活動サービス(※)については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

(例) 午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

※ 日中活動サービス…

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)

他サービスとの同日利用⑤

なお、事業所間同士の合議による報酬の按分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。按分方法としては、例えば、①同一日の別の時間帯に各々のサービスを提供する場合は各々の利用時間に基づき報酬を按分する、②同一日の同時間に両サービスを提供する場合(A型事業所の作業場面において就労選択支援のアセスメントを行う等)は報酬を等分する等が考えられる。

同一法人が運営するサービスの利用

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、**当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。**

※最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

就労選択支援の指定申請①

就労選択支援は、働きたい意欲のある障害者の今後の就労や働き方に密接に関わる支援であって専門的・中立的な役割が期待される。就労選択支援事業所を指定するに当たっては、申請様式の不備のみならず、地域において就労選択支援に期待される役割を果たせるか以下のような観点で確認することが望ましい。

就労選択支援の指定申請②

- 就労選択支援事業を実施する目的や理念
- アセスメント環境や支援員を確保できているか(対象者に応じた多様なアセスメント手法や作業場面の確保、アセスメントシートやマニュアルの整備、過去の就労アセスメント実績等)
- 地域との連携体制を構築できているか(協議会や近隣の障害者雇用を実施する企業等との連携)
- 第三者から適切な評価を受けているか(協議会、市区町村委託相談支援事業者、近隣の就労系障害福祉サービス事業所等)
- 他の就労系サービスを実施している場合は、当該サービスの支援状況や経営状況(生産活動収支、経営改善計画書提出状況、スコア表や平均賃金・工賃月額等)
- 情報公表の状況(WAM-NET 等) ⇒事前協議で確認いたします

指定申請の手続き①

徳島県HP

タイトル:「【事業者向け情報】障がい福祉サービス事業者指定・届出等について(訪問系除く)」

URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7247838/>

「指定申請の手引き」を読んだ上で資料を準備し、県障がい福祉課にご連絡ください。

1.指定申請について

指定の手引き

指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設及び指定地域相談支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を開始するにあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事等の指定を受ける必要があります。

以下の手引きは、指定を受けるために必要な要件や手続きの方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。



障害者総合支援法に基づく指定申請の手引き(令和7.5月時点) (PDF:2 MB)

指定申請の手引き

指定障害福祉サービス事業(訪問系除く)
指定障害者支援施設
指定地域相談支援

指定申請の手引き
(令和7年5月時点)

この手引きは、現行の制度等に基づき作成したものです。
今後変更の可能性があることに留意してください。

徳島県保健福祉部
障がい福祉課 事業者指導担当
健康寿命推進課 こころの健康担当

指定申請の手続き②

【様式】事前協議関係（※任意様式以外）

-  参考様式3 (Excel2007～:24 KB)
-  参考様式4 (Excel2007～:25 KB)
-  参考様式9 (Excel2007～:33 KB)
-  参考様式11 (Excel2007～:13 KB)
-  サービス管理責任者の要件となる実務経験申出書 (Excel2007～:14 KB)
-  【参考様式】就労支援事業会計収支予算書 (Excel97-2003:46 KB)
-  (提出様式・事業所名) 工賃向上計画 (Excel97-2003:83 KB)
-  (様式記入例) 工賃向上計画 (Excel97-2003:134 KB)
-  【参考様式】実施主体としての要件を満たしていることの証明 (Excel2007～:23 KB)
-  【参考様式】就労選択支援実施における確認事項 (Excel2007～:16 KB)
-  【※要確認】他法令に関する状況の申出書作成にあたって (PDF:161 KB)
-  【参考様式】他法令に関する状況の申出書 (事前協議用) (Word2007～:16 KB)

事前協議資料

【様式】指定申請書関係（※任意様式以外）

-  00 指定 (更新) 提出書類一覧【者】 (R7.5月～) (Excel97-2003:54 KB)
-  01 (様式1) 指定 (更新) 申請書 (Excel2007～:39 KB)
-  02 付表(※該当のもののみ提出) (Excel2007～:189 KB)
-  03 参考様式 (1～11) (Excel2007～:130 KB)
-  04 サービス管理責任者の要件となる実務経験申出書 (Excel2007～:14 KB)
-  開始届 (Word97-2003:10 KB)
-  開始届 (PDF:43 KB)
-  他法令・国庫等補助金に関する状況の申出書 (Word97-2003:66 KB)
-  (提出様式・事業所名) 工賃向上計画※就労継続支援B型は必須 (Excel97-2003:83 KB)
-  (様式記入例) 工賃向上計画 (Excel97-2003:134 KB)
-  社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認表 (Word2007～:14 KB)

指定申請資料

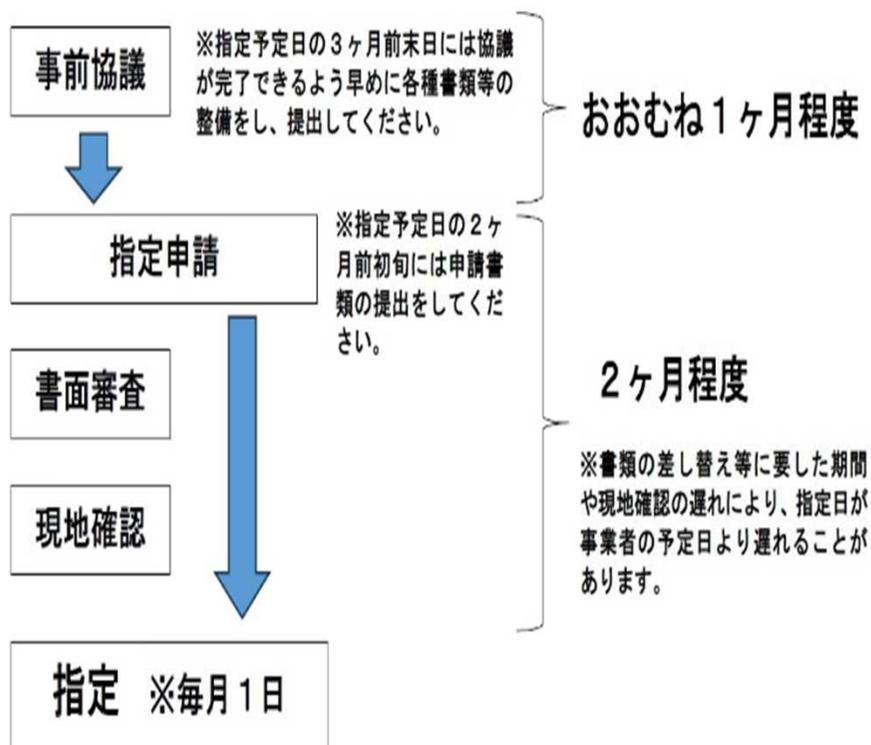
徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7247838/>

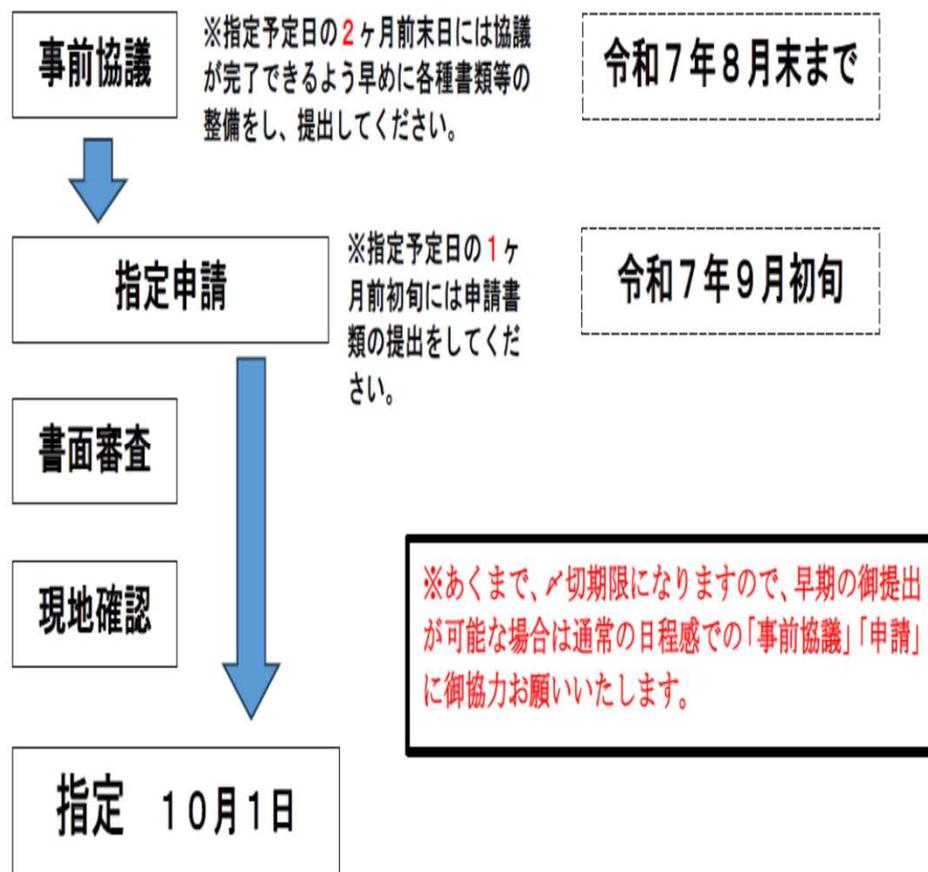
指定申請の日程感

○通常

【指定申請の流れ】



○令和7年10月開所のみ



関係機関との連携①

地域障害者職業センターとの連携

地域障害者職業センターにおいては、過去に地域障害者職業センターの職業評価を実施した者について、就労選択支援事業者から当該職業評価に関する照会があった場合には提供することができる。ただし、職業評価の実施の有無を含めて、**情報を提供する際には本人の同意が必要となることに留意すること。**

また、地域障害者職業センターは利用者本人から就労選択支援事業所によるアセスメントの結果の提供を受けた際に、その結果を参考にして、職業指導等を行うこととなっていることから、地域障害者職業センターから就労選択支援事業所によるアセスメント結果に係る内容の照会等があった場合は、就労選択支援事業者にて必要な対応を行うこと。

関係機関との連携②

公共職業安定所との連携

令和9年3月までは就労継続支援B型事業所の利用者を対象に就労支援選択を行うこととなるが、当該就労選択支援のアセスメント結果を踏まえて、利用者本人が就労継続支援事業の利用ではなく、一般就労を目指すことを希望した場合は、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に誘導することを基本とする。その際、具体的な調整方法等については、地域の実情等を踏まえて管轄の安定所と相談すること。

また、安定所が利用者本人から就労選択支援事業所によるアセスメントの結果の提供を受けた際に、その結果を参考にして、職業指導等を行うこととなっていることから、安定所から就労選択支援事業所によるアセスメント結果に係る内容の照会等があった場合は、就労選択支援事業者にて必要な対応を行うこと。

なお、就労選択支援を経て安定所による支援を受けることとなった者が、支援の過程で、本人の状況・希望が変化して、一般就労ではなく就労継続支援事業の利用を再度希望することも考えられることから、当該者に係る連絡を受けた場合は、各市区町村に安定所から誘導を行うこと。

関係機関との連携③

障害者職業能力開発校との連携

障害者職業能力開発校において、障害者の特性に応じた職業訓練を実施していることから、就労選択支援事業所においては、障害者職業能力開発校の活用も視野に入れてアセスメントを行うこと。

医療機関との連携

就労選択支援事業所においては、本人が医療機関を利用している場合は、必要に応じて医療機関とも連携すること。なお、医療機関においては、就労選択支援事業者に対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供した場合は、診療報酬における「診療情報提供料(Ⅰ)」を算定することができる。

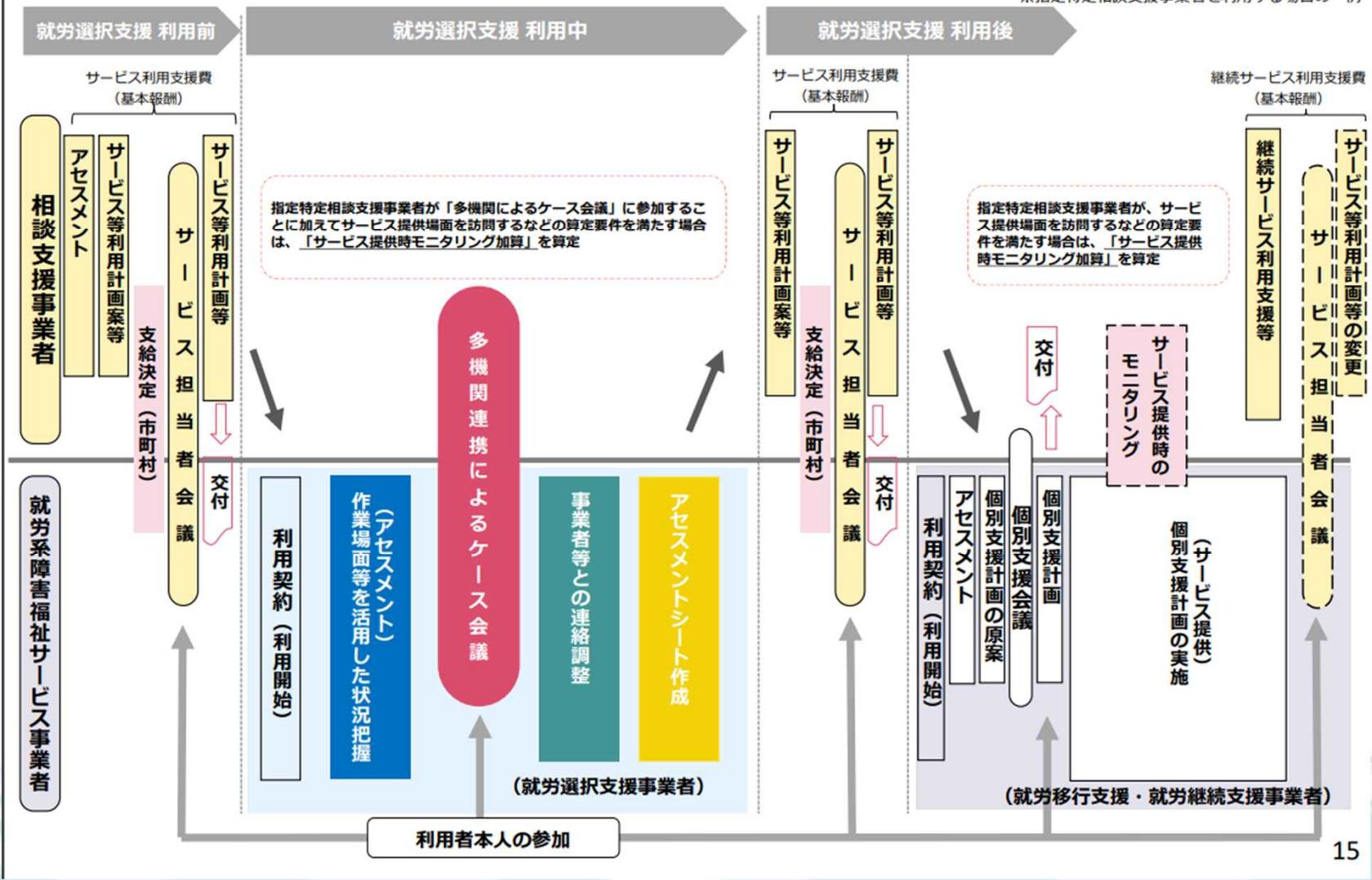
関係機関との連携④

指定特定相談支援事業者との連携

就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」(100 単位/月)の算定を可能とする。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



関係機関との連携⑤

他の就労系障害福祉サービス事業者との連携

就労系障害福祉サービスを利用することで、本人の就労に対する意向や就労に関する知識や能力等に変化が見られる場合があることから、本人が就労に関する選択を定期的に見直すことができるよう、他の就労系障害福祉サービス事業者は、利用者に対して、計画相談支援を行う者と連携し、例えば、支給決定更新時など定期的に就労選択支援に関する情報提供を行い、その利用を促すこと。

特別支援学校等における取扱い①

・令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとなるため、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、**在学中に就労選択支援を受ける必要がある。**

※・近隣に就労選択支援事業者がない場合

- ・利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めることとしている。

特別支援学校等における取扱い②

就労選択支援の支給決定期間及び実施期間

支給決定期間は原則1か月間とする。

支給決定期間のうち、作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)は2週間程度を想定しているが、個々の状況に応じて、5日間程度の短期間での実施も可能とする。

就労選択支援の実施時期

就労選択支援は18歳以上の障害者向けの障害福祉サービスであるが、特別支援学校等に在籍する生徒に対して、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校等の1年次から利用可能であり、また、在学中に複数回実施することも可能としている。

なお、15歳以上18歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合は、児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知することが必要となる。

特別支援学校等における取扱い③

地域における就労選択支援に係る連携体制

就労選択支援の利用時期に定めはないが、例えば、夏期休業中に就労選択支援のアセスメントの実施希望が集中し、就労選択支援事業者が受け入れ困難となる場合も考えられることから、各自治体と教育委員会、特別支援学校等が連携を図り、各地域における就労選択支援に係る連携体制の構築にご協力いただきたいこと。

特別支援学校等における取扱い④

特別支援学校等と就労選択支援事業者等の連携

特別支援学校等に在籍する生徒が就労選択支援を利用する場合に、適切かつ効果的にアセスメント等が実施され、生徒の進路選択に有効に活用されるよう、特別支援学校等と就労選択支援事業者等が連携を図るとともに、**本人や保護者への同意を得た上で、特別支援学校等における個別の教育支援計画を共有するなど、就労選択支援事業者に対する情報提供**について、ご協力いただきたいこと。

また、生徒の学習の状況等を把握している特別支援学校等に対して、就労選択支援事業者からケース会議への参加が求められる場合もあることから、必要に応じてご協力いただきたいこと。

特別支援学校等における取扱い⑤

特別支援学校等における実習等の場面を活用した作業観察の実施

就労選択支援のアセスメントにおける作業観察については、特別支援学校等に在籍する生徒が就労選択支援事業所に通所して行う作業を観察する場合のほか、特別支援学校等の教育課程に位置付けられた校内実習や作業現場等における実習等の場面に就労選択支援事業者が出向いて、当該作業の観察を行うことも可能であること。このため、就労選択支援事業者から、アセスメントにおける作業観察の場面として、特別支援学校等における実習等を活用することについて依頼があった場合には、可能な限りご協力いただきたいこと。

なお、この場合、特別支援学校等の教育課程に位置付けられた各教科・科目等の目標・内容に沿った実習等を作業観察の場面としても活用するものであり、生徒は学校の授業に出席しつつ、同時に障害福祉サービスを利用する形となること。

就労選択支援を利用する場合の特別支援学校等の出欠の取扱い

特別支援学校等に在籍する生徒が就労選択支援事業所に通所して就労選択支援を利用する場合、長期休業期間中に通所する場合と、特別支援学校等の授業日に通所する場合とが想定される。

生徒が学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日については、当該生徒の出欠の扱いについて、**校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能であること。**

また、校長の判断によって、就労選択支援を学校の教育活動に位置付け、出席として扱うことを妨げるものではないが、その場合には、就労選択支援における生徒の活動が、学校の教育課程における目標・内容に沿うものであることを確認した上で、出席として扱う必要があること。

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇔）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる

生徒
卒業後、
自分にできる仕事は？
自分に合うサービス（事業所）は？

保護者
卒業後、自分の子どもは
どんな働き方ができるのか？
本人に合うサービス（事業所）は？

先生
生徒が希望する進路先は？

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

ご静聴ありがとうございました。

